

|         |                |             |
|---------|----------------|-------------|
| 調達要領指定書 | 発簡番号           |             |
|         | 調達要求番号         | 監察役-2       |
|         | 調達要求年月日        | 令和7年8月8日    |
|         | 作成部課           | 航空幕僚監部監理監察官 |
|         | 作成年月日          | 令和7年8月8日    |
| 品名      | 海没航空機の回収作業等の役務 |             |
| 仕様書番号   | 空幕LPS-監00002   |             |

指定事項：

2.1.1 b) 回収対象航空機、機番号、機数、実施場所及び期間は、表1のとおりとする。

表1－回収対象航空機、機番号、機数、実施場所及び期間

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 対象航空機 | F-2A航空機                   |
| 機番号   | 43-8528号機                 |
| 機数    | 1機                        |
| 実施場所  | 北緯37度09分、東経141度33分周辺海域    |
| 期間    | 契約締結日から<br>令和8年3月31日（火）まで |

| 航空自衛隊仕様書       |                |             |              |
|----------------|----------------|-------------|--------------|
| 仕様書の種類         | 内容による分類        | 役務仕様書       |              |
|                | 性質による分類        | 個別仕様書       |              |
| 物品番号           |                |             | 仕様書番号        |
| 品名<br>又は<br>件名 | 海没航空機の回収作業等の役務 |             | 空幕LPS-監00002 |
|                | 大臣承認           | 令和 年 月 日    |              |
|                | 作成             | 令和 7年 8月 8日 |              |
|                | 改正             | 平成 年 月 日    |              |
|                | 作成部隊等名         | 平成 年 月 日    |              |
|                |                | 航空幕僚監部監理監察官 |              |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海没航空機の回収作業等の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007による。

#### 1.2.1 回収作業等

回収作業等とは、機体の搜索、回収物周辺の障害物除去作業、解析作業、回収作業、輸送等、陸揚げ及び海域の警戒等の総称。

#### 1.2.2 船位保持システム(DPシステム)

船位を定位置に維持する機能(ダイナミックポジショニングシステム)

#### 1.2.3 ROV

(R e m o t e l y O p e r a t e d v e h i c l e) 遠隔操作型無人潜水機

#### 1.2.4 マニュピレーター

ROVの腕や手に当たる部分

### 1.3 引用文書等

a) **引用文書** この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

なお、引用文書の内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

#### b) 関連文書

海上衝突防止法(昭和52年法律第62号)

海上交通安全法(昭和47年法律第115号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)

|     |                |
|-----|----------------|
| 品 名 | 海没航空機の回収作業等の役務 |
|-----|----------------|

港則法（昭和23年法律第174号）

危険物船舶輸送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

その他、本作業に関連する法令等

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

J. T. O. 00-105E-9 事故機共通対処基準

## 2 役務に関する要求

### 2.1 回収作業等の役務に関する要求

#### 2.1.1 回収作業等の実施

- a) 回収作業等の内容は、機体の搜索、回収物周辺の障害物除去作業、解析作業、回収作業、輸送等、陸揚げ及び海域の警戒等とする。
- b) 回収対象航空機、機番号、機数、実施場所及び期間については、調達要領指定書による。

#### 2.1.2 船舶等

##### 2.1.2.1 ROV母船 1隻

- a) ROV搭載船とする。
- b) ROV、船位保持システム（D Pシステム）及び機体回収用ワインチを搭載し、回収作業にあたりROVをコントロールできること。
- c) 官に提供できる通信設備として、VHF無線機、船舶電話、ファクシミリ、電子メール及び海事衛星通信等必要な装備を有すること。
- d) 回収作業に必要な監督官等が乗船できること。監督官等は最大4名とする。

##### 2.1.2.2 ROV 1台

- a) 機体の回収作業用とし、水深250メートルでの作業能力を有していること。
- b) 機体の回収作業用として、回収物の確認ができるビデオカメラを装備していること。
- c) 海流3.0kt、波高1.5メートル程度の状況下で作業ができること。
- d) マニュピレーターを装備し、ROV自体で回収品を保持回収できること。

##### 2.1.2.3 回収船 1隻

- a) 機体の回収作業及び回収した機体等の海上輸送用とする。
- b) クレーンを装備し、機体の回収作業が実施でき、回収した機体を輸送できること。

##### 2.1.2.4 警戒船 1隻（基準）

- a) 海没航空機の現場保存及び回収作業等実施中の事故防止のための警戒監視を実施する。
- b) 他船舶に対し接近、注意喚起及び警告できる能力を有すること。

#### 2.1.3 技術員等の資格等

- a) 技術員等は、この仕様書の要求事項を実施するに十分な経験と能力を有するものとする。
- b) 契約の相手方は、その下請け会社等の技術員等を利用することによって有効な場合には、航空幕僚監部監理監察官（以下、“監理監察官”という。）の承認を得てこれを利用す

|     |                |
|-----|----------------|
| 品 名 | 海没航空機の回収作業等の役務 |
|-----|----------------|

ることができる。

#### 2.1.4 作業要領

作業要領は、次によるほか、細部は 4.1.d) の海没航空機の回収作業等実施計画書による。ただし、悪天候によって著しく計画を変更する必要がある場合は、監督官に報告し指示を受けるものとする。

#### 2.1.5 解析作業

契約の相手方は、海没航空機の航跡、気象及び海象等を解析し捜索海域の絞り込みを実施する。なお、この解析作業に必要な官側の保有する情報は提供する。

#### 2.1.6 機体の捜索作業

捜索作業は、契約の相手方が過去に実施した海没航空機の捜索活動に係る記録等を有効に活用するとともに、ROVを使用した方法により効率的に行うものとし、2.1.5 の解析作業結果を受け、4.1.d) の海没航空機の回収作業等実施計画書に基づき実施するものとする。

#### 2.1.7 回収物周辺の障害物除去作業

契約の相手方は、回収物周辺に障害物が認められ回収作業に影響があると判断された場合は、監督官と協議の上、障害物を排除するものとする。

#### 2.1.8 回収作業

- a) 回収作業は、ROV母船及び回収船を使用して、4.1.d) に基づき実施する。
- b) 回収物及び回収順序については、監督官に通知の上、回収する。
- c) 回収物については、回収した日時、場所等を記録し監督官に通知するとともに 4.1.e) により提出する。

#### 2.1.9 海域の警戒

契約の相手方は、2.1.2.4 の警戒船により作業海域の警戒を実施するものし、作業海域に近づく他船舶を発見した場合、速やかに接近し注意喚起及び警告を行うものとする。

### 2.2 輸送等

#### 2.2.1 海上輸送等

回収物及び除去した障害物のうち監督官が指定する物の海上輸送等は、次による。ただし、緊急に輸送を必要とする場合については、監督官が指示する。

- a) 回収物は、回収海域から別示する場所まで輸送し、陸揚げを実施する。陸揚げに必要な器材等は契約の相手方が準備する。
- b) 契約の相手方は、回収物及び除去した障害物のうち、監督官が指定する物の清水による洗浄及び収納等を行い保管する。

#### 2.2.2 陸上輸送

陸揚げした回収物は、航空自衛隊百里基地（所在地：茨城県小美玉市百里 170）まで陸上輸送を行うものとする。その際の荷姿及び梱包要領については、監督官と協議の上決定するものとする。

|     |                |
|-----|----------------|
| 品 名 | 海没航空機の回収作業等の役務 |
|-----|----------------|

### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

- a) 契約の相手方は、回収作業に従事する者（下請けを含む。）について同意書（別紙様式第1）を監理監察官に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、回収作業実施前に技術員届（別紙様式第2）を作成し、監理監察官に提出し承認を得るものとする。
- c) 契約の相手方は、回収作業に従事する者について名簿（別紙様式第3）を監理監察官に提出するものとする。これを受け、官側は、必要な範囲で人員の変更等を求めることができるものとする。
- d) 契約の相手方は、回収作業実施前に、海没航空機の回収作業等実施計画書（実施要領を含む。）（様式任意）を作成し、監理監察官に提出し承認を得るものとする。また、実施計画書に変更が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。
- e) 契約の相手方は、回収作業等完了後速やかに、海没航空機の回収作業等実施報告書（様式任意）を作成し、監督官等の確認を受けた後、監理監察官に提出するものとする。

#### 4.2 法令の手続き

回収作業等に関し、関係法令に基づく必要な手続きは、契約の相手方が実施する。

#### 4.3 貸付品

契約の相手方は、C & L P S - Y O O O O 7 の4.2に基づき、表1の文書を官側と調整のうえ、無償で貸付を受けることができる。

表1－貸付品

| 文書番号等              | 名称        | 数量単位 | 貸付場所 |
|--------------------|-----------|------|------|
| J. T. O. 00-105E-9 | 事故機共通対処基準 | 1部   | 補給本部 |

#### 4.4 安全確保等

契約の相手方は、安全確保のため関係法令等を遵守するとともに災害等の発生の場合は、官側の責に帰することができないことのほか、契約の相手方の負担とする。

#### 4.5 その他の必要事項

- a) 一般事項は、1.3.b) の法令等による。
- b) 天候その他の状況によって、回収作業等の実施が困難と判断した場合及びこの仕様書について、疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。
- c) 契約の相手方は、乗船する監督官等に対し必要な管理支援を行うものとする。

別紙様式第1

海没航空機の回収作業等に係る同意書

監督官

殿

私は、海没航空機の回収作業等に従事するにあたり、航空自衛隊の監督官等から、下記について説明を受け、その内容を十分に理解した上で、これを遵守することに同意します。

記

- 1 官側から書面で許可されない限り、直接または間接的に海没航空機を写真撮影又はビデオ撮影することを禁止する。
- 2 回収作業等において直接または写真・ビデオ映像を通じて視認した海没航空機の状況については、当該作業のために必要であるとして官側から事前に書面による許可を受けた相手を除き、第三者に伝達することを禁止する。
- 3 海没航空機には特別防衛秘密に該当する情報が含まれる可能性があることから、官側からの事前の書面による許可なく第三者に伝達した場合には、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法により処罰される可能性があることに留意する。

以上

官 側 説 明 者

令和 年 月 日

事 業 者

令和 年 月 日

所 属 :

会社名 :

階 級 :

現住所 :

氏名 (署名) :

氏名 (署名) :

令和 年 月 日

航空幕僚監部監理監察官 殿

住 所  
会社名  
代表者

## 技 術 員 届

役務の技術員を次のとおり届けます。

| No | 氏 名 | 年齢 | 地位及び職務内容 | 資格、免許特技等 | 技術員としての経験の有無等* | その他 |
|----|-----|----|----------|----------|----------------|-----|
|    |     |    |          |          |                |     |
|    |     |    |          |          |                |     |
|    |     |    |          |          |                |     |
|    |     |    |          |          |                |     |
|    |     |    |          |          |                |     |
|    |     |    |          |          |                |     |

\* 技術員としての経験の有無等とは、技術員としての経験の有無、派遣等先、回数、作業内容をいう。

上記の者は、派遣等の技術員として適格であることを認める。

令和 年 月 日

航空幕僚監部監理監察官

## 名簿

| 番号  | 会社名 | 氏名<br>(ふりがな) | 年齢 | 資格、免許、<br>特技等 | 技術員としての<br>経験の有無等※ | その他 |
|-----|-----|--------------|----|---------------|--------------------|-----|
| 1.  |     |              |    |               |                    |     |
| 2.  |     |              |    |               |                    |     |
| 3.  |     |              |    |               |                    |     |
| 4.  |     |              |    |               |                    |     |
| 5.  |     |              |    |               |                    |     |
| 6.  |     |              |    |               |                    |     |
| 7.  |     |              |    |               |                    |     |
| 8.  |     |              |    |               |                    |     |
| 9.  |     |              |    |               |                    |     |
| 10. |     |              |    |               |                    |     |
| 11. |     |              |    |               |                    |     |
| 12. |     |              |    |               |                    |     |
| 13. |     |              |    |               |                    |     |
| 14. |     |              |    |               |                    |     |
| 15. |     |              |    |               |                    |     |
| 16. |     |              |    |               |                    |     |
| 17. |     |              |    |               |                    |     |
| 18. |     |              |    |               |                    |     |
| 19. |     |              |    |               |                    |     |
| 20. |     |              |    |               |                    |     |

※技術員としての経験の有無とは、技術員としての経験の有無、主な派遣等先、回数、作業内容をいう。